



2025 年 9 月 11 日

各 位

会社名 古河電池株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 修
(コード番号 6937 東証プライム市場)
問い合わせ先 戦略企画部長 赤星 貢
(TEL. 045-336-5078)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2025 年 11 月中旬から 12 月中旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2025 年 9 月 30 日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025 年 9 月 30 日（火曜日）
- (2) 公告日 2025 年 9 月 12 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（以下の当社ホームページに掲載いたします。）

<https://corp.furukawadenchi.co.jp/ja/ir/stock/e-announce.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2025 年 8 月 7 日に公表した「株式会社 A P 78 による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社 A P 78（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 8 月 8 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び古河電気工業株式会社が所有する当社株式の全てを除きます。）を取得することができなかったため、公開買付者の要請により、当社は、本臨時株主総会において、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

以上